

地方財政審議会付議（説明）案件

令和3年12月17日（金）

（案件名）

- ・地方譲与税の算定に用いる人口等に係る省令の改正について（決裁）

○ 地方揮発油譲与税法（昭和30年法律第113号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第7条の2 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 略

二 第2条第1項、第4項、第6項（第3条第2項において準用する場合を含む。）
若しくは第8項、第3条第1項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

○ 自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第6条の2 総務大臣は、第2条第1項若しくは第3項、第2条の2第2項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 稲木 宏光

（内23511）

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

令和3年12月

総務省

1 主な改正の内容

令和2年度国勢調査の結果による人口が公示されたことに伴い、以下の交付金・譲与税等の基準に用いる人口等に係る規定を一部改める。

- (1) 地方消費税清算基準及び地方消費税交付基準
- (2) 自動車税環境性能割交付金
- (3) 自動車重量譲与税
- (4) 地方揮発油譲与税
- (5) 森林環境譲与税
- (6) 特別法人事業譲与税

2 施行期日

- (1)、(5) 及び (6) 公布の日
- (2)、(3) 及び (4) 令和4年4月1日

○ 総務省令第 号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | (法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額) |
|---|---------------------------|
| 第七条の二の九 | 第七条の二の九 〔同上〕 |
| <p>第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表の表頭「六〇」その他の小売」のうち「六〇三三」医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額及び構成比」の表側「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額</p> | (法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額) |
| <p>第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表の表頭「六〇」その他の小売」のうち「六〇三三」医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額及び構成比」の表側「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額</p> | (法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額) |

の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号の号及び次条第一号において同じ。）を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

〔二 略〕

（政令第三十五条の二十第一項第二号の人口）

第七条の二の十一 政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第七十二条の百十五第一項の人口）

第七条の二の十四 法第七十二条の百十五第一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町村の人口は、国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

附 則

（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例）

第三条の二の四 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例）

第四条の二 福島県双葉郡楢葉町 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

〔二 同上〕

（政令第三十五条の二十第一項第二号の人口）

第七条の二の十一 政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第七十二条の百十五第一項の人口）

第七条の二の十四 法第七十二条の百十五第一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町村の人口は、国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

附 則

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第三条の二の四 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十七年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の二 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する令和三年度及び令和四年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用

第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

について、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

| 第一項 | | 第二項 | |
|---|--|--|--|
| 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口 | 同様の結果による人口 | | |
| 平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。） | 平成二十二年の国勢調査により得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。） | 特例昼間人口（） | 特例昼間人口（） |
| 平成二十二年の国勢調査により得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。） | 平成二十二年の国勢調査により得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。） | 特例昼間人口（） | 特例昼間人口（） |
| 当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。） | 当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。） | 当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。） | 当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。） |
| 特例人口 | 特例人口 | 特例人口 | 特例人口 |

| 第一項 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口 | | 第二項 | |
|--|--------------|---|--|
| 同項の人口 | 昼間人口から常住人口 | により前年度末までに 国勢調査のうち最近のもの 当該人口をいう。以下この項及び次 項 | 昼間人口（従業地、通学地による人 口が に基づき住民基本台帳に記載されて いる者の数を平成二十二年九月三十 日において同法に基づき住民基本台 帳に記載されている者の数で除して 得た率（次項において「特例率」と いう。）を乗じて得た人口（次項に おいて「特例人口」という。） |
| 特例人口 | 特例昼間人口から特例人口 | により 平成二十二年の国勢調査 従業地、通学地による人口に特例率 を乗じて得た人口をいう。以下この 項 | 特例昼間人口（ |
| | | | |

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第二条 地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年總理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

〔1～4 略〕
附 則

5 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

| 第一項 | | | |
|--|---|-----|--|
| 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口 | | | |
| 平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載している者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。） | 昼間人口（従業地、通学地による人 口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のもの 当該人口をいう。以下この条 当該人口をいう。以下この項 平成二十二年の国勢調査 従業地、通学地による人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項 | 第二項 | |
| 当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特別 | 平成二十二年の国勢調査の結果によ | | |

改正前

〔1～4 同上〕
附 則

5 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

| 第一項 | | | |
|--|---|-----|--|
| 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口 | | | |
| 平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。） | 昼間人口（従業地、通学地による人 口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のもの 当該人口をいう。以下この条 当該人口をいう。以下この項 平成二十二年の国勢調査 従業地、通学地による人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項 | 第二項 | |
| 常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以 | 特例人口 | | |

| | | |
|-------|-----------------|------------------------------------|
| | | 口をいう。以下この条において同じ。) |
| 備考 | 表中の「」の記載は注記である。 | 率を乗じて得た人口（以下この項に おいて特定特例人口という。） |
| 同項の人口 | 屋間人口から常住人口 | 特例屋間人口から特定特例人口 |
| 特例人口 | | |

| | | |
|-------|-----------------|------------------------------------|
| | | 下この条において同じ。) |
| 備考 | 表中の「」の記載は注記である。 | 率を乗じて得た人口（以下この項に おいて特定特例人口という。） |
| 同項の人口 | 屋間人口から常住人口 | 特例屋間人口から特定特例人口 |
| 特例人口 | | |

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第三条　自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | | |
|-----------------------|-------|-------|----------------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 〔6 略〕 | 同項の人口 | 昼間人口から常住人口 |
| | | 特例人口 | 特例昼間人口から特定特例人口 |

| | | | |
|--------|--|-------|----------------|
| 〔6 同上〕 | | 同項の人口 | 昼間人口から常住人口 |
| | | 特例人口 | 特例昼間人口から特定特例人口 |

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

(法第二十八条第一項及び第二十九条の人口)

第三条 法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口とする。

附 則

(福島県双葉郡檜葉町等に係る人口の特例)

第五条 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）とする。

2 福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、令和二年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の確定数の合計数に前項に規定する市町村の村の特例人口の合計数を加えた数とする。

(法第二十八条第一項及び第二十九条の人口)

第三条 法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口とする。

附 則

(福島県南相馬市等に係る人口の特例)

第五条 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）とする。

2 福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の合計数に前項に規定する市町村の特例人口の合計数を加えた数とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | 改 正 後 | |
|--|--|-------------|
| | | 改 正 前 |
| (法第三十条第一項第二号の人口) | | |
| <p>第一条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。</p> | <p>第一条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。</p> | |

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行規則附則第四条の九の二の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数が官報で公示された日の前日までにあつた都道府県の境界変更に対する第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新地方税法施行規則」という。）第七条の二の九及び第七条の二の十の規定の適用については、新地方税法施行規則第七条の二の九第一号中「令和二年十月一日」とあるのは、「平成二十七年十月一日」とする。